

## 赤坂台校区連合自治会会則集

赤坂台校区連合自治会会則（1～5）	2023/3/12 改正施行
赤坂台校区連合自治会役員選出規則（6～7）	2023/3/12 改正施行
赤坂台地域会館管理運営規則（8～15）	2022/3/1 改正

---

2023/3/12 改正のポイントは次の通りです。

- 1, 自治会三役の人数を少なくできるようにする、任期を1年とし、毎年選出する（連続年数の制限は無くす）
- 2, 自治会等からの幹事は1名とし、任期は1年とする。
- 3, 総会代議員は自治会等から1名とする。
- 4, 届け出る各委員等の任期は全て1年とする。
- 5, その他文言表現上の整理あり。

なお、HPにもUPしています。

2023年4月1日印刷